平成２４年（フ）第５２号
徳島市川内町沖島422番地の１グラン川内タワー804号
債務者　堀江美智代
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
徳島市川内町沖島422番地の１グラン川内タワー804号
債務者　堀江　俊夫
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県新居浜市阿島１丁目７番211号　多喜浜第２団地211号、住民票上の住所愛媛県新居浜市西の土居町２丁目１番17号
債務者　中森　智信
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市夏目町１丁目11番25号
債務者　畠山　留美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２２号
愛媛県宇和島市別当５丁目２番18―114号
県営住宅宮の下第３団地
債務者　石本　清美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４８号
福岡県久留米市小森野３丁目４番20号　フィオーレ２番館101号
債務者　平野　昭一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５７号
福岡県小郡市大崎934番地８、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南４丁目２番地22
債務者　松澤　初海
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県田川郡香春町大字香春1700番地１、前住所神奈川県川崎市高津区子母口188番地１ファミリーハイツ202
債務者　小山　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３４号
福岡県田川郡香春町大字香春1700番地１
債務者　堀内　謙太
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３７号
福岡県田川郡福智町金田1116番地１
債務者　原田まり子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２号
大分県杵築市大字狩宿1781番地10
債務者　川原　　勇
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番12号　Ｋフラットビル301号
債務者　池畑　文二
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目６番１号
債務者　石渡　尚美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長野県伊那市西町4940番地９
債務者　伊藤ミドリ
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第９２号
奈良市あやめ池南４丁目５番２号
債務者　松井千恵子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
徳島県徳島市助任橋４丁目８番地の１
債務者　竹田　好次
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
高知県四万十市渡川２丁目７番15号
債務者　松本　三良
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高知地方裁判所中村支部